第17号　2006年12月

虹を結ぼう

都議会議員馬場裕子と
市民と都政を結ぶ会 機関紙

連絡先：〒140-0011　品川区東大井2−6−10　TEL 3474−7441　FAX 3474−2004
ホームページ　http://www1.cts.ne.jp/~babayuko/　E-mail:baba@cts.ne.jp

大井町政治すくーるに参加して

本年３月から８月の間、馬場裕子事務所にて「大井町政治すくーる」が、月一回のペースで開催されました。これは、市民と馬場裕子による政治塾で、市民として考え、活動できる人材の育成を目指した政治スクールであります。スクールは、参加者自身が調査、資料作成し、議論し合う形をとりました。参加者は、市民、地域の方、政治家志望の人々、学生、現職の区議等の皆さんで、年齢や性別は様々でした。

今回取り上げた題材は、公立学校の規模と教育、財政、地域。教育、財政、地域等様々な視点から義務教育がなされるべきか、を議論しました。インターネットや書籍を調べて、資料を作成し、不足している部分は、区議に補足頂き会をすすめました。

学校を建てる、運営すると言っても、様々な法律や仕組みがあって、一筋縄では行きません。国や都、各教育委員会に、予算権限などが分散しており大変複雑で、そこからユニークな政策を立案しようとしても中々困難でした。品川区の小中一貫校等の事業は、教育特区であるからこそ実施できるものだそうです。

また、色々な立場にたってみると、立場によって全く正反対の事を考えなければなりません。例えば、教育面では、40人学級より30人学級の方が良いと言う事だそうですが、財政効率を考えると、生徒数は多く、先生は少なく、となり、また新しい学校を作る場合にも何十億とお金がかかってしまうそうです。地域住民にとっては、学校が地区内にある事は、地域性や情緒面で重要な事であります。

これらの点を議論、学習に加えて、それぞれの体験談、地域の方の意見を伺いました。各人が、資料の作成や、色々な立場の人との議論を通じて、議員活動の一端を疑似体験しました。利害や立場を調整して、各人の考え方を発表して政治スクールの幕を閉じました。

一緒に学んだ方々からは、教育だけでなく、他の分野についても大井町政治すくーるで、また学んでみたい、議論したい、飲みたい？等の意見が寄せられておりました。今後、再度開かれる事を期待しています。参加して下さった皆さま、ありがとうございました。

都議会議員馬場裕子と市民と都政を結ぶ会会長
松　山　　毅

◎　来年のお知らせ　◎

「多様性が一人ひとりの子供を育てる──オランダの教育──」

オランダに住み、オランダでの教育制度を研究されているリヒテルズ直子さんが、学校選択の自由を基本に質の高い教育を提供しているオランダの教育についてお話して下さいます。

2007年3月11日（日）午前10時から12時 きゅりあん 6階 大会議室

教育を考える学習会

昨年の小玉重夫著「シティズンシップの教育思想」をもとにした会は、ひとまず終了となりました。次は、「変えよう！日本の学校システム　教育に競争はいらない」（平凡社）という本を使って、教育システムについての学習をしていく事となりました。そこで、去る11月13日に、著者の古山明男さんをお迎えして、学習会を行いました。古山さんは編集者を経て、私塾、フリースクールを開設し、様々な人々の不登校、受験等の様々なニーズに応えながら教育に関わる一方、古山教育研究所を主催し、世界各国の教育制度の研究や、欧米への視察を重ね、実地と研究、双方に渡る広い視野をお持ちです。古山さんの日本の教育制度に対する、批判の要点は、1）日本のエリート養成に重点を置こうとしている、発展途上国型の教育制度は、時代に合っていない。結局、落ちこぼれてしまう人を大量に作り、その事が社会不安を起こしかねない。先進国の教育は、底辺をあげていく事に重点が置かれる福祉型であるべき。2）学級崩壊や不登校等の問題は、教育先進国の北欧諸国等では、本質的にはない。それは、登校以外の教育機会が確保されていて、家族や地域住民が学校を設立する自由があるから。3）教育に関する法律、制度体系は、文部科学省等の上部組織が責任を取らずに、権限は強く出来る体制を維持している。その結果、学校現場は無力感に満ち、お役所的無責任体制のため、問題点の把握が非常に困難になっている。4）教育を法律で縛りすぎると、硬直して壊れやすくなる。といった点です。非常にわかりやすく、ユーモアを交えてお話し頂き、楽しく、参考になりました。これからも月一回、前述いたしました古山さんの書籍を使って学習会を行う予定です。皆様ご参加下さい。

障害のある人もない人も、共に暮らしやすい地域社会の実現を！

～障害児者に対する差別と不利益の問題を考えてみませんか～

誰もが、ありのままに、その人らしく、地域で暮らすという地域福祉の理念のもとに、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が平成18年10月11日に千葉県議会で成立しました。この条例では、福祉サービス、医療、商品やサービス、雇用、教育、建造物や交通機関の利用、情報の８分野で、障害者を差別して不利益に扱わないように決めています。

この条例の策定委員には、会社役員、会社員、障害者、障害者の親、弁護士、大学教授、新聞記者、ボランティア、福祉関係者と、幅広く県民が参加し、タウンミーティングを行い、経済団体や障害者団体、医師会などのヒアリングを行っています。

東京には、身体障害者、知的障害者、精神障害の手帳を取得した人が51万1千人います。発達障害の人は76万人いると推定されます。合計約127万人で、東京都民の10%に当たります。アメリカ障害者差別禁止法に定めた障害者はアメリカ国民の約18%です。障害は決して他人事ではないのです。この人達の生活空間を広げることは、自分の生活空間も広がることになるのです。同じテーブルで話し合う場が必要です。悪い事例だけでなく、良い事例も広めましょう。それぞれの地域で力を合わせ、暮らしやすい街をつくりましょう。

（仮称）障害者差別禁止条例をつくる会準備会